

医療と介護の連携の推進に向けた意見交換会開催要領

(設置目的)

第1条 地域における医療と介護の連携を推進し、地域全体で高齢者や家族を支える地域包括ケアシステムの構築を図ることを目的として、「医療と介護の連携の推進に向けた意見交換会（以下、「意見交換会」という。）」を開催する。

(委員等)

第2条 委員は次の医療関係団体、介護関係団体の代表者等により構成する。

- (1) 北海道医師会
- (2) 北海道歯科医師会
- (3) 北海道薬剤師会
- (4) 北海道看護協会
- (5) 北海道病院協会
- (6) 北海道老人保健施設協議会
- (7) 北海道地方・地域センター病院協議会
- (8) 北海道自治体病院協議会
- (9) 北海道総合在宅ケア事業団
- (10) 北海道慢性期医療協会
- (11) 北海道リハビリテーション専門職協会
- (12) 北海道社会福祉協議会
- (13) 北海道老人福祉施設協議会
- (14) 北海道介護支援専門員協会
- (15) 北海道地域包括・在宅介護支援センター協議会
- (16) 北海道ホームヘルプサービス協議会
- (17) 北海道デイサービスセンター協議会
- (18) 北海道介護福祉士会
- (19) 北海道認知症グループホーム協会

2 意見交換会に委員の互選により座長を置く。

(運営)

第3条 意見交換会は、必要の都度、保健福祉部少子高齢化対策監が招集する。

2 会議は、座長が主宰する。

3 意見交換会は必要に応じ関係者を出席させて、その意見を求めることができる。

(専門部会)

第4条 意見交換会の円滑な運営を図るため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属する委員は、座長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員のうちから座長が指名する。

4 部会長は、専門部会を招集し、会議を総括する。

5 部会は、必要に応じ関係者を出席させて、その意見を求めることができる。

第5条 意見交換会及び専門部会の庶務は、保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課において行う。

附 則

この要領は、平成27年12月1日から施行する。

この要領は、平成28年2月24日から施行する。

この要領は、平成28年10月3日から施行する。